

障がい者 —障がいのある人との共生—

「僕の気持ち」

僕の父親は障がい者です。左手の指で動かせるのは親指と小指だけで、あとは少しだけ人さし指が動くくらいなのです。父は、そのため小学校に入学してすぐに「おまえは鳥の手や」とみんなにからかわれ、そのことがすごく悲しく泣く日がいっぱいあったそうです。また、父は野球をしたかったのですが、左手の二本の指しか動かなかったためグローブをつけることができず、中学校では卓球をしたそうです。でも、やっぱり「おまえの手は鳥の手や」とバカにされ、泣く泣く帰る日があったそうです。

僕はこのような話を聞いたことはあったのですが小学校6年生のときまで「ハハ、あいつ何しよんの？」みたいな軽い気持ちで、「ガイジ」ということばを言う時がありました。ある日の夜、父は、僕が生まれたとき一番はじめに見たところが左手だったことを涙ながらに話してくれました。それからは、僕の中にあつた障がい者に対する気持ちが変わりました。それからは、障がい者をみかけると「この人も、これまでつらい思いをたくさんしてきたんだなあ」と思いをはせることができるようになりました。父が流した涙を無駄にしないために障がいのある人も幸せに暮らしていけるために何かできることはないかと考えるけど、何も実行できないのが、今の自分です。
(ある中学生の話)

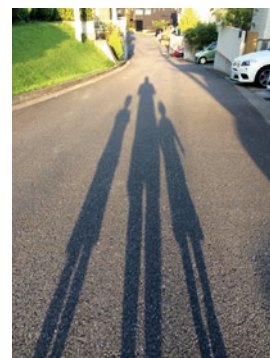
心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

近年、公共の建物にエレベーターが設置されたり、町には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む壁はひとことと比べるとずいぶん低くなりました。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦がおこるなど、心のバリアフリーはまだ十分とは言えません。

障がいを個性として

社会は、身長が高い人や低い人、怒りっぽい人、穏やかな人など、多様な個性をもつ人々で構成されています。障がいもそのような個性の一つであると捉えることによって、障がいのある人もない人も、生きがいをもって生活できる社会が実現できるのではないのでしょうか。



大分市人権フォトコンテストの作品

—障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律—

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2013（平成25）年6月に「障害者差別解消法」が制定（2016年4月1日施行）されました。

この法律は、障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることをめざすものです。

「自分らしく」生きられるように ～性同一性障がいの問題～

心の性と体の性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。（文部科学省が2014年に学校を対象とした実態調査結果から）この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安をかかえる子どもたちの姿も見えてくるようになりました。わたしたちは、性同一性障がいについて

理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくことが求められています。

性的指向及び性同一性障がいに関する呼称について

性的指向及び性同一性障がいに関して、いわゆるLGBTなどと呼ばれることがありますが、それらは一般的に次のことを指しています。

L:女性の同性愛者(レズビアン) G:男性の同性愛者(ゲイ)
B:両性愛者(バイセクシュアル) T:性同一性障害(トランスジェンダー)

法務省 HP「性の多様性について考える」から